

徳島県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 6 7	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		白地州津	三好市池田町西山穴漬四 一九〇番八地先から 同 一九〇番一三地先まで 四	新	八・六〽一四・五	九九・四
				旧	五・四〽一〇・九	九九・四